

トピックス ● 労働時間等見直しガイドラインが改正されました！

本年度より、改正された「労働時間等見直しガイドライン〔労働時間等設定改善指針〕」が適用されています。改正の主な内容は、年次有給休暇の取得率の向上に向けた取り組みの強化です。

～労働時間等見直しガイドラインとは？～

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく指針で、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものと改善するために、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」の改正のポイント

改正理由

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「休暇取得促進への支援措置」として、この指針が見直されました。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して、次のような制度的な改善を促します。

◆労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、**取得率向上に向けた具体的な方策**を検討すること

◆**取得率の目標設定**を検討すること

◆計画的付与制度の活用を図る際、**連続した休暇の取得促進**に配慮すること

※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと（労働基準法第39条第6項に規定）。

◆2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の**全労働者が長期休暇を取得**できるような制度の導入に向けて検討すること

★年次有給休暇の取得率の向上に向けては、本年度より労働基準法において、時間単位の年次有給休暇の制度も新設されています。

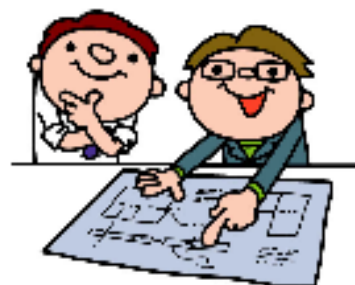
これを考えると、厚生労働省は、小分けした取得・長期の取得の両面から、年次有給休暇の取得率の向上に力を入れていることがうかがえます。

貴社においても、時間単位年休の導入も含め、年次有給休暇の運用方法を見直してみたいかがでしょうか。

時間単位年休の概要

労使で所定の事項について協定することを条件に、それまで日単位での付与が原則であった年次有給休暇について、時間単位で付与することを認める制度。時間単位年休の対象となるのは、各労働者について1年度について5日以内に限られます。

★時間単位年休を採用するためには、労使協定の締結や就業規則の改定等の手続が必要となりますが、手続に関しては、お気軽にご相談ください。



知っ得！

そもそも社会保険労務士って何ができるの？

既に「社会保険労務士」に顧問を頼んでいる企業でも、社会保険労務士の仕事の全体像をご存知の方は少ないようです。今回は、「社会保険労務士」というのは、どのような勉強をして、どんな試験に通り、実際問題、どんな仕事ができる人なのかをちょっとご紹介したいと思います。

●社会保険労務士の試験●

- ・社会保険労務士の資格は、1968年に創設された国家資格です。毎年1回8月に試験があり、合格率は毎年10%ほどです。
- ・試験範囲は「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働者災害補償保険法（労災）」「雇用保険法」「徴収法」「健康保険法」「厚生年金保険法」「国民年金法」など、「労務管理」と「社会保険」に関する法律のほぼすべてを網羅しています。
→つまり、労務管理と社会保険に関する法律は、一通り学んでいます！

●社会保険労務士の専門分野●

社会保険労務士の仕事を一言でいうと、会社における「人」に関するすべてのことです。具体的にはこんなことができます。

◇独占業務◇……社会保険労務士しかできない仕事

- ・社会保険に関する書式の作成代行・届出代行
例・新しい社員がはいったときに、雇用保険や厚生年金、健康保険などに加入させる書類を作り、提出します。
・社員が辞める場合、離職票を作成したり、資格喪失の手続をします。
→ 社会保険料の計算を含む「給与計算」も専門です。
- ・助成金に関する書式の作成代行・届出代行

◇各種コンサル◇……独占業務ではありませんが、法律の知識を活かし、下記のコンサルができます

- ・就業規則作成・変更
就業規則を作成するためには「労働基準法」など法律の知識と、多くの会社の「人の問題」を見てきた経験が必須です。
- ・人事制度・賃金制度の構築と変更
人事コンサルを行うコンサルタントは多いですが、会社の「人の問題」に詳しく、新しい制度に連動した就業規則や賃金規程を作れる社労士なら、的確なアドバイスができます。
- ・労務相談
社員と労働条件についてトラブルが生じた、残業代の計算が間違っていると指摘された、など労務トラブルの予防と解決をお手伝いできます。「労働法」について詳しい弁護士は少ないのが現状です。まずは社労士にお気軽にご相談下さい。
- ・退職金・企業年金コンサル
御社に合った企業年金制度をお勧めしたり、適切な退職金制度を設計することもできます。

そのほか、専門知識を活かしたセミナーや研修講師、採用についてのアドバイスも可能です。

お仕事
カレンダー

9月

- 9/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

- 9/30 ●8月分健康保険・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より